

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島県東部パン組合（以下「乙」という。）は、福山市地域防災計画 震災対策編第2章第3節「備蓄計画」に基づき、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、乙からの物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、市内の避難住民を救援するための物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の優先供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）パン
- （2）その他供給が可能な物資

（要請手続）

第5条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（運搬及び受取）

第6条 物資の運搬は原則として乙が行うものとし、甲は物資の引渡場所を指定（以下「指定場所」という。）の上、指定場所へ甲の職員を派遣し、物資を受け取るものとする。

（費用）

第7条 第3条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、災害前の市場価格を基に甲乙協議の上、物資の対価を甲が乙に支払う。

2 前条に規定する、乙が行う物資の運搬に係る費用については、乙が負担するものとする。

(運搬車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急車両又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全な実行を図るため、甲乙は、双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じてこの協定による履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 尾道市土堂二丁目10番3号
広島県東部パン組合
理事長 廣川 徹